

大会実施上の規定・細則

東京都中学校体育連盟バドミントン部

『地域スポーツ団体等の参加規定』

1 参加を認める種目

- (1) 男・女団体戦、男・女個人戦（シングルス・ダブルス）とする。
- (2) シングルス・ダブルスを兼ねて出場することはできない。

2 地域スポーツ団体等の要件

- (1) 地域スポーツ団体等の成員は、代表者・事務担当者（日本バドミントン協会・東京都協会登録の際の管理者）・指導者・所属中学生とする。所属中学生以外は、成人（20歳以上）とする。

- (2) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）の認定について

- ①長期的に地域スポーツ団体（地域クラブ活動）の活動を行う意志があること。

※今まで地域で活動してきた実績があること。または、今後、長期的に地域で活動する予定であること。

- ②会員は、日常継続的に練習に参加していること。ビジターの選手登録は認めない。また、代表者・事務担当者（管理者）・指導者の地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）への名前貸し登録は認めない。

※所属中学生は、当該地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）において、1週間の中で、平日・休日含めて複数回活動していること。（平日複数回は可、休日のみは不可）

- ③地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は、団体登録の申請時に東京都中学校体育連盟HPよりダウンロードする。

ア 東京都中学校体育連盟 加盟・登録 申請書（民間地域クラブ活動 用）（民地クー様式1）

イ 東京都中学校体育連盟 団体届出書（民間地域クラブ活動 用）（民地クー様式2表）

〃 （民地クー様式2裏）

ウ 東京都中学校体育連盟 登録選手一覧（民間地域クラブ活動 用）（民地クー様式3）書類を提出するのとあわせ、次の資料を準備し、提出すること。

- (a) 規約、※適切な組織の運営を行っていること。

- (b) 月間活動計画書※適切な休養日等を設定していること。「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」（令和4年12月）に準ずる活動を行うこと。所属中学生個々の平日・休日の参加活動状況を明記すること。

- (c) 会計報告書（会計予算書）※適切な会計処理を行っていること。

- (d) スポーツ傷害保険等の契約状況※令和5年度保険料支払い会員名が明記されている文書・データのコピー等を提出。

- (e) 会費集金一覧表の写しを提出すること。※会員の会費支払状況が明記されていること。

※既存の地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）

- (b), (c)については、前年度のもの又は新年度のもの。(d), (e)については、新年度のもの。

※新規の地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）

- (b) (c) (d) (e)については、新年度のもの。

※中学生会員の所属状態（保険加入・会費支払）・参加活動状況（活動計画書）が明確に判別できるようにすること。

- (3) 地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）団体名の名称について

- ①地域スポーツ団体等（地域クラブ活動）は、下記の団体名の名称を用意すること。

ア. 正式名・フリガナ、* 漢字・ひらがな・カタカタは全角、英数字・記号は半角または全角
イ. 協会登録用の名称とフリガナ、* 漢字・ひらがな・カタカタは全角、英数字・記号は半角または全角

ウ. 大会プログラム用、* 漢字・ひらがな・カタカタは全角、英数字・記号は半角または全角

エ. 背面ゼッケン用 * プログラム対戦表用と同じ名称とする

- ②次の点に注意すること。

・都道府県の中で同一名称がないこと。

- ・公序良俗に反しないこと。
- ・誤解を招く名称は避けること。

※上記に該当する場合は、東京都バドミントン協会中学生の部・都中体連で検討し、名称を変更する。

- (4) 大会への参加を希望する地域スポーツ団体等は、東京都中学校体育連盟が定めた団体登録手続きを定められた期間内に行うこと。
- (5) 諸事情により団体登録の取り消しや内容の変更が生じた場合は、速やかに東京都中学校体育連盟に届けを提出すること。

3 地域スポーツ団体等の成員

(1) 所属中学生

- ①当該年度の夏季全国大会出場につながる大会（地区大会、ブロック大会、都大会等）に出場できるのは、一人1競技1回のみである。
- ②登録している地域スポーツ団体等から出場するか所属校から出場するかを選択する。
- ③所属校のある区市部と異なる区市部にある地域スポーツ団体等から出場することは可能である。

(2) 夏季全国大会出場につながる最初の大会への出場後の移籍変更はできない。

- ①指導者を除く地域スポーツ団体等の成員は、他の地域スポーツ団体等に重複して登録はできない。
- ②一大会（地区予選会と都大会はそれぞれ一大会とする）において重複して他の地域スポーツ団体等や中学校の監督・マネージャー（生徒）・外部指導者（コーチ）、として登録することはできない。
- ③指導者は複数の地域スポーツ団体等に登録が可能のため、一大会（地区予選会と都大会はそれぞれ一大会とする）ごとに、登録済みの他の地域スポーツ団体等や学校の監督・外部指導者（コーチ）としての登録は可能である。
- ④中学校の教職員が、地域スポーツ団体等の成員（代表者・管理者・指導者）になることは可能である。

4 協会登録について

- (1) 大会への参加を希望する地域スポーツ団体等の成員は、日本バドミントン協会・東京都協会会員登録及び年会費支払いを行うこと。

(2) 協会登録の際の注意点

- ①「団体登録申請書」において、
 - ・代表者：協会登録の際に協会登録システム上の『代表者』として位置づける
 - ・事務担当者：協会登録の際に協会登録システム上の『管理者』として位置づける
- ②協会登録する際に、当該地域スポーツ団体等に登録できるのは中学生のみのため、当該地域スポーツ団体等の代表者・事務担当者は、重複して他の地域スポーツ団体等において代表者・事務担当者登録や中学生登録はできない。
- ③指導者は、複数の地域スポーツ団体等において「団体登録申請書」上の登録をすることは可能である。

5 『指導資格を有する指導者』の資格要件について

- (1) 地域スポーツ団体等の指導者は、日本バドミントン協会公認審判員資格（3級以上）を取得していること。（取得が困難な場合は、都の審判講習会に参加すること）
- (2) 令和7年度末までに「日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（バドミントン）」資格所持者が最低1名は所属していること。（令和8年度からは、必ず資格所持者が最低1名は所属していること）

6 その他

- (1) 登録内容及び大会申込に際し、参加条件に虚偽がある場合には参加は認めない。また、申込後に虚偽が判明した場合は参加資格を取り消す。
- (2) この規定は、2024年3月7日より実施する。